

令和5年度第2回 恵那市地域密着型サービス運営委員会議事録

I 日時 令和6年2月19日（月）午後2時20分～午後2時40分

II 場所 恵那市消防防災センター 3階 防災研修室

III 審議委員 長谷川核三会長、
山田忠委員、大木八重子委員、鈴木裕子委員、
上野たき子委員、松原淑明委員、西尾由香委員、
山本徳二委員、野田充委員、島崎太郎委員、
水野修宏委員、鈴木隆文委員、坪井弥栄子委員、
三宅弘文委員
(欠席) 篠原勝彦副会長、前野禎委員、鈴木弘二委員、
勝由美子委員

IV 傍聴者 4名

V 次第

1. 開会

2. 議事

(1) 事業所の整備状況・動向及び指定について

(2) 地域密着型サービス事業所等に対する指導等について

3. その他

4. 閉会

VI 議事録

1. 開会

■会長

恵那市介護保険運営協議会を閉会し、引き続き恵那市地域密着型サービス運営委員会を開会する。

2. 議事（進行：会長）

(1) 事業所の整備状況・動向及び指定について

[事務局説明]

■会長

質問、意見を求める。

■委員

GENKINEXT 恵那はどの辺りにあるのか。

■事務局

恵那高校や大井小学校付近で中山道沿いにあり、定員 10 名ほどで行っている小規模通所介護事業所である。

■会長

他に質疑が無いようなら、議事の承認を求める。承認の方は挙手をお願いする。

[全委員挙手]

全員一致で承認とする。

(2) 地域密着型サービス事業所等に対する指導等について

[事務局説明]

■会長

質問、意見を求める。

■委員

実地指導と集団指導の違いは。

■事務局

実地指導とは、基本的には事業所に入り、書類の点検や人員基準が適切に守られているか、また加算などが適切に取られているか、また利用者に合わせて内容でケアプランが作成されているかについて、書面や実態を確認するものである。原則、1つの事業所に対して6年に一度は入って確認をすることとなっている。介護保険担当職員と包括支援センター職員とで入っている。

集団指導とは、市内の事業所を一か所に集め、制度改正や事業所運営について広く周知をしていく場である。集団指導で周知を図った内容が実地指導の際にきちんと取り込まれているかを確認することとなっている。

■会長

他に質疑が無いようなら、議事の承認を求める。承認の方は挙手をお願いする。

[全委員挙手]

全員一致で承認とする。

3. その他 なし

4. 閉会

■会長

恵那市地域密着型サービス運営委員会を閉会し、引き続き恵那市介護保険事業計画策定委員会を開会する。